

夕やけ春里マーケット 2025

ワークショップ及び物品販売出店者規約

規約の履行

本規約は、夕やけ春里マーケット実行委員会(以下主催者とする)が主催・企画・実施する、夕やけ春里マーケットを安全かつ円滑に行う為に定める事を目的とします。出店者は、以下に述べる各規約および主催者から提示された事項について、これを遵守しなくてはなりません。出店申込書の提出をもって、本規約に同意したものとみなしますので、必ず本規約をお読みください。尚、これらに違反したと主催者が判断した場合には出店の取り消し、出店物・展示物・装飾物の撤去・変更・退去を命じることができます。またこれにより出店者及び関係者に生じた一切の損害の補償並びに支払われた費用の返還を行いません。本規約は夕やけ春里マーケットの出店者に適用されます。

開催内容

《開催場所》

夕やけ小やけふれあいの里内、芝生広場などの屋外

※ 当イベントは雨天及び雨天予報中止のイベントです

※ 天気予報で開催日に雨天が予想されて中止が決定した場合の連絡は、4月24日(木)の夕方になります

《出店スペース》

フリーエリア・・・1区画3m×3m (テント不要な方はこちら)

テント持参エリア・・・1区画3m×3m (テントを持ち込む方はこちら)

テント付エリア・・・1区画3m×3m (テントをレンタルしたい方はこちら)

テントシェアエリア・・・1区画3m×1.5m (6m×3m or 3m×3m のテント内をシェア) ※小規模物販向き

《開催日》

2025年4月26日(土)・27日(日)

《開催内容》

開催時間 午前10時～午後4時

搬入時間 午前8時～8時40分

搬出時間 午後4時20分～午後5時

搬入・搬出は時間厳守です。時間を過ぎると通用門が使用できません。下記へ必ず連絡をお願いします。

連絡先は実行委員会 LINE、もしくは夕やけ小やけふれあいの里管理事務所まで。042-652-3072

初日朝礼 9時30分から ※初日の出店者は必ず出席してください

《出店者募集期間》

2025年2月15日(土)～2月22日(土)

《出店結果案内》

2025年2月24日(月)以降、出店決定者から順次

出店資格

- ・ 出店者は、本規約を遵守いただける方に限ります。
- ・ 搬入出及び出店時の同伴者にも規約遵守の指導の義務を負うものとします。
- ・ 出店者は主催者が定める夕やけ春里マーケット(以下マーケットとする)の開催趣旨に合致する商品、サービスを提供する個人・法人・団体に限ります。
- ・ 食品販売をする場合は、各自保健所への出店届の提出が必要となります。
- ・ 主催者は出店内容について適切であるか否かを決定し、不適切であると判断した場合は出店をお断りする権利を有します。またその際の根拠、判断基準などは公表しません。

出店申込

- ・ 出店希望者が主催者の定める方法により登録の申し込みを行い、主催者より出店者として登録された旨を連絡した時点で正式な出店となります。
- ・ 基本先着順としますが、件数や内容の重複などを踏まえ、こちらで調整させていただきます。
- ・ 出店数や実施内容等により、出店をお断りする場合があります。
- ・ 出店許可は登録された出店者のみを対象とし、第三者に譲渡及び貸与することはできません。
- ・ やむを得ない理由で出店をキャンセルする場合には、速やかに実行委員会までご連絡ください。
- ・ 無断キャンセルの場合は、次回マーケット開催時に出店をお断りさせていただきます。

出店規則

- ・ 当イベントは当園主催の企画です。当園では日頃からお客様に楽しい時間を過ごしていただけるよう、『笑顔』での接客を心掛けています。出店者もお客様に楽しんでいただけるよう、『笑顔』での接客を心掛けてください。
- ・ 出店場所は出店受付時に主催者が定めます。許可なく移動、拡幅を行うことはできません。
- ・ 原則として出店者による出店場所の希望は受け付けません。
- ・ マーケット開催中に主催者が必要と判断した場合は、出店場所を移動していただく場合があります。
- ・ 出店中は必ず受付時にお渡した出店者プレートを着用して下さい。また終了時(精算報告時)に、管理事務所に必ず返却して下さい。尚、これらを紛失・破損した場合には製作実費をご負担いただく場合があります。
- ・ 出店中は歩行者等の通行の妨げにならないよう注意し、事故の無いよう努めて下さい。
- ・ 主催者は、マーケット実施時に出店者並びに出店内容を撮影・録音等による記録を行う場合があります。またその記録をホームページ、印刷物作成時等に使用する場合があります。
- ・ 出店者は会場内にて販売した商品について、明らかな不備があった場合は、後日であっても返品や交換、返金に応じる必要があります。
- ・ また購入者から求められた場合は、販売者の連絡先のメモ、または領収書を発行して下さい。
- ・ 出店終了後は出店場所とその周囲の清掃をして下さい。集めたごみは各自お持ち帰り下さい。
- ・ 会場内や会場周辺にごみや売れ残り品などを放置することは厳禁です。必ず原状回復してお帰りください。
- ・ マーケット開催中の車両規制区域内への車両の進入、及び移動はできません。
- ・ テントを持ち込みされる方は突風対策として、ペグや重りなどでしっかりと固定してください。
- ・ 指定場所以外での喫煙は禁止です。
- ・ マーケット開催日の園内での飲酒は禁止です。
- ・ 電源、水道の利用を希望される場合は、申し込み時にお問い合わせください。(マーケットでの発電機利用は、主催者が許可をした場合以外は出来ません)

- ・ ガスコンロの使用は出来ません。
- ・ 出店にあたり、出店内容及び出店内容の詳細を申込書にて申請してください。尚、申込時に申請されていない内容のWS及び販売は出来ません。
- ・ 申請した内容に変更が発生した場合は、速やかに実行委員会までご連絡をお願いします。変更内容を検討した上、変更の可否を連絡させていただきます。
- ・ 当方のスタッフが巡回のうえ出店内容のチェックを行い、提出頂いた出店申込書に合致しない内容の出店者に対して出店禁止等の措置を取る場合があります。
- ・ 連絡はやりとりの内容を残すため、LINEやメールをお願いします。急ぎで電話連絡された場合も、後日内容確認ができるよう、後ほどLINEかメールにて同様の内容を送ってください。
- ・ 退園前に必ず出店者報告書の提出と出店者証の返却、出店料、レンタル料等のお支払いをお願いします。

《出店料》

出店料は下記のようになっておりますので、売り上げ報告書提出時にお支払いください。

- ・ 入場料200円×人数分(子ども100円・シニア 100 円) ※土曜日は子ども無料
- ※ 体験講座の定期開催用年間パスポートを取得している方、及び協会会員は無料。
- ・ ワークショップでの出店の方は入場料のみです。
- ・ 物品販売をする方は、当日売上の5%です。
- ・ 電源・水道使用の方は、別途当日売り上げの5%かかります。
- ・ 2日間参加の方はまとめて精算可ですが、各日毎に報告書を記入しまとめて提出と精算をお願いします。

《貸出品》

- ・ テント1張(3m×3m) 1,000円
- ・ テントシェア(6m×3mの4分割) 500円 ※ 小規模物品販売程度
- ・ 机1台(会議用机 150cm) 200円
- ・ 椅子1脚(パイプ椅子) 50円
- ※ テント、机、椅子は数に限りがあるため、貸し出しは持ち込み不可能な方(バスでの来園や外で使える机・椅子をお持ちで無い方)とさせていただきます。持ち込み可能な方は出来る限り持ち込みをお願いします。
- ※ レンタル料は1日でも2日間でも同じ金額です。

《駐車場代》

- ・ 第2駐車場横臨時駐車場(会場から約200m) ※1台 300円
- ※ 駐車場代は1日でも2日間でも同じ金額です。

《100円割引券の取り扱い》

今回も『100円割引券』(以下割引券とする)の発行をします。告知した(各回の内容に沿った)仮装をしてきてくださったお客様に、入場時に受付で割引券を発行します。割引券は、1体験 or 1物品(500円以上に限る)に対して使用出来るものとし、キッチンカーも使用可です。出店者は下記の内容を遵守し、100円分として取り扱ってください。同内容を割引券にも記載しますが、使用方法に迷った際は自己判断せず、必ず担当に電話等で確認してから取り扱ってください。また、回収した割引券は、精算時に管理事務所に全額換金処理します。

- ※ 1 体験 or1 物品(500 円以上に限る)に対して、1 枚のみ使用できます
- ※ キッチンカーでも 1 食(500 円以上に限る)に対して、1 枚のみ使用できます
- ※ お客様が使用した際には、必ず回収してください
- ※ 1 体験 or1 物品に対して、複数枚の使用はできません
- ※ 500 円未満の体験・物品に対しては、使用できません
- ※ 数品まとめて 500 円、という使い方はできません

《個人情報の取り扱い》

出店者は、マーケットを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得を行う必要があります。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければなりません。また取得した個人情報は、出店者が責任を持って管理・運用して下さい。情報主体との間でトラブルが生じた場合は、当事者間で解決し主催者は責任を負いません。

《損害責任》

盗難、販売物の瑕疵(かし)、事故(搬出入時の含む)等に関して第三者とトラブルが生じた場合、出店者の自己責任・当事者間の話し合いで解決し、主催者はその責を一切負いません。渡し忘れ・欠陥品等、出店者側の落度に起因するクレームがあった場合、主催者は購入者に出店者の氏名・連絡先を教える場合があります。出店者が主催者または第三者に対する損害を与えた場合、損害を与えた出店者の責任と費用を以って解決するものとします。またマーケットに参加することに伴い、マーケット終了後に発生する出店者間・購入者間の諸問題について当方は一切責任を負わないものとします。主催者は、天候・災害など、主催者の責に帰さない原因による開催の中止によって生じた出店者および関係者の損害は補償しません。

《規約の改定》

主催者は本規約を随時変更することができるものとします。全ての事項は改定後の規約に準じるものとします。
2025 年 1 月 30 日 改定